

明治初期の石川県鳳至郡女性教員「若島杖」の日記(1878-1879)に関する研究(その2): 若島杖の日常生活と教師活動

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大久保, 英哲, 中田, 幸江 メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/2297/34394 |

明治初期の石川県鳳至郡女性教員「若島杖」の日記 (1878-1879) に関する研究 (その2)

—若島杖の日常生活と教師活動—

大久保英哲 中田幸江*

A Study on the Diary(1878-79) Written by Tsue Wakashima, a Female Teacher in Ishikawa Prefecture in the Early Meiji Era (Part 2) :Tsue Wakashima's Daily Life and Teacher Activities

Hideaki OKUBO and Sachie NAKADA

51 丁 皆傳帰リ四時津村來^ハ幸^ニ壱下り夜大雨
度才ニ天水ニ^ハ本日照念寺ヨリ借用返済改メ三
円借用返済ハ十二月之定星刻柳女渡ス^ハ 晴
日よし^ニ二十七日 午前七時四十分治良帰宅^ス
本虫干星後鰯取武ニ良^ハ公ト五時帰宅大獵夕食
身鱈色付二串両家一統味噌汁葱度才ニ^ハ天水ニ
本日朝西瓜切一統配分ス品上品也^ハ 晴^ニ二十八日
午前七時治良出勤ス十一時に当柳女持行
本日三才膠艾^ハ四物湯ニ天水ニ煙草壱錢切角藤
店ヨリ求午前一時頃大雨雷^ハ 晴^ニ二十九日
午前七時治良丈ニ朝弁当使行八時五十分帰宅^ス
浅澤也宿分船中十八才男子一人雷ノ為^ハ死ス
才勇君來ル昼飯^ニ招^ハ平目煮付焼麩昆布羊羹漬
ニ^ハ 晴^ニ三十日 午前七時治良出勤本日ヨリ身
休薬十一時ヨリ金命^ハ丹用但^シ久保三衛門方^ニ取
次調合所鳳至郡館村河邊^ニ處造製之由衆人悟驗
方^ニ付取締席へ星刻^ニ行取次ヲ聞辞退シテ帰ル
明日渡辺君宇出津派出^ス付餞別柳女^ハ同屋ニテ
温鈍店へ^ハ招土産三益持參奥方口^{（掠れて一文字解読不可能）}八月一日ヨリ^ハ開業之由平井君
ヨリ紙面到来ス 新谷シヤツ先出次ト吉岡ヘ^ハ
渡ス柳女夜帰リ遅く^ハ付取締席へ星刻^ニ行取次ヲ^ニ付
付^ハ柳女夜帰リ遅く^ハ付取締席へ星刻^ニ行取次ヲ^ニ付

フキケンニコマル

52 丁 晴天^ニ八月一日 午前七時治良出勤
啓沃校へ病氣之由助会頼出^ス送^ル 三左衛門ヨ
リ煉薬一曲取價四拾錢之由申来ル正味五十目渡
ニ^ハ辺君宇出津出張延引 佑土船舟頭死氏舟石見
出^スパンノ由^ハ本日夜通同勤郡書記兼伊藤
醫師青山羅卒 袖ヶ濱^ニ燒納由燒料五円何ノ
者ト鳳至ノ者ト本日梅干上納貯^ス 晴^ニ二日

午前八時治良帰宅ス朝飯前之上塩鰯^ニ酒壱合
カケテ呑^ス九時五分ヨリ寝出シ午後五時三十分
起ル夫ヨリタ食シテ入湯帰宅^ス身煉薬少々ツツ
用綱子半切縫上ル本日分不來不快之由^ハ忘品見
人四より渡鳶ヨリ中^ハ帰リ土産鮓一連貰^ス 晴
日よし^ニ三日 午前七時治良出勤伊藤先生に御
薬料中勘壱円持參ス^ハ啓沃校ヨリ出勤薄并^ニ受
取書印取^ス來星刻認返ス其折地誌略^ニ等水桶等
一ツ取^ス出し返ス使田福^ノ姉 夕八時頃フト温鈍
好^ス柳女求來ル一セン食シテ臥相上帰宅之由内
ギ申来ル藤枝丈^ハ紙面之由帰宅せず委曲ハ明日
之處ト内ギ帰リ行^ス快晴^ニ四日 午前七時分全
快來ル八時治良帰宅相上來ル永井届^ス折形持參
藤枝丈便聞田中口新貨五十錢^ト素麵^ス三ツ持參
三谷ヨリ白砂糖壱袋久四郎來ル

53 丁 晴^ニ五日 午前六時二十分治良出勤^ス小
勞^ニ素麵二ツ貰^ス横定ヨリ同ニツ貰^ス 三谷ニ

五ツ送ス使分煉菓三左衛門／ヨリ以前一曲取新貨壱一円拾錢治良ヨリ送ル昼刻分取／使塩谷を新貨貳円貞吉作料柳女久衛ヨリ受取由／昨日平井行紙面本日送ル使覚藤内本日切分／暇貰來ル幸ニ送スドジマ壱束送ス藤枝丈午后八時／帰着使船ニテ浦屋下姉見送ル來ル先々貰事／本日午前二時大野ヨリ出帆舟ニ少醒一盛頗不食良有而臥

晴／六日 午前七時起立治良七時五十分帰宅本日又新貨一円／柳女へ渡ス八時朝食昼席前戴壱前葱等土産納／三谷分ニ蒸菓子十入兄公へ口前戴二十一箱ニ柳女エリカケ／使吉ノ内八時入湯両子遣九時臥

雨天／七日 午前六時起立

54丁 八日 三谷内來ル又后午后八時手拭二筋銅錢／波錢 小錢 等願口壱円手風呂敷等三谷姉／持參貞へ餞別トシテ／ 小雨／十三日 貞吉渡嶋へ行午後六時家出ル九時出帆持參之品／四幅浦団錦入羽織単物二枚腹巻等五筋紐足袋半天等／挾策ニ納物持見送リ治良藤枝柳等渡辺君福子等餞別ト／シテ御菓壱封戴 久四良藤に干梅壱箱使百式拾貞吉ヘモ口物／其後又持病ニ臥何事モ不記／二十七日ヨリ伊藤先生療治九月十四日快氣ニ趣／九月四日 藤枝出立ス 三日治良貳円式拾錢柳女へ出ス八月二十一日／治良二拾錢渡ス八月十七日藤枝啓沃校に出並ニ帰ル忘物七月／分月給受取ル則柳女へ渡ス

55丁 晴 日よし／九月十四日ヨリ改日記 本日昼ヨリ家内同席朝カユ昼飯／葱ト鮓熱貝夕飯葛薩ツミイレ味噌汁菜漬等仙子初テ休／十三日ヨリ御菓三日分前湯六丁兼用二包伊藤氏ヨリ貰／ 晴天／十五日 午前六時起立煎藥一貼十三日朝ヨリ自ラ煎ス用ユ七時／朝食葱カユ葛薩等家内同席菜漬等八時仙子出勤十時兼／用之粉薬呑十二時昼食飯煮染等午后四時御菓同時帰宅仙子／梨四ツトナリ主持來ル桃五ツ清口五時夕食菜汁飯家内同席／ニテ食ス本日桃二ツ食ス夜十一時皆空腹ニ浅小豆団子カユ／三人共食シテ臥本日御菓三日分伊藤氏貰／ 晴天／十六日 午前六時起立煎藥一貼用ユ七時朝食小豆カユ八時仙

子出勤／菜漬一統十時粉薬十二時昼飯芋黄ト大角豆炙午后四時／煎湯一貼五時夕飯昼ニ同 夜十一時治良佐原ヨリ帰ル仕方之談合迄／湯漬食シテ臥／神掌祭十月へ延引ノ由午后五時少雨溜／

快晴／十七日 午前六時起立煎湯用ヒ七時朝飯葱汁等一統八時仙子／出勤十時粉薬呑テ臥十二時昼食小鯛薄鹽午后三時煎湯一貼／本日柳女糊付物午前九時ヨリ終日六時三十分治良吉右工門へ行事／母ニ逢談合致帰宅七時半昼刻柳女同處ニテ家見物／直ニ佐原へ両名談合ニ行由帰宅九時余十時ニ臥

56丁 快晴／十八日 午前七時起立同時ニ煎湯一貼八時仙子貰食ニテ／出勤ニ朝食九時仙子へ朝飯口口口シ家内一統朝飯芋口口口／口口等昼飯少熱口カユ煮テ菜漬少四時仙子帰宅直ニ石休場／川尻孫左衛門宅へ月給取リニ出口ル處へ中佐久口口口良有テ／同時二口十五分ニ出行五時三十分ニ帰宅途中ニテ口口川尻ニ逢／話合済シテ帰ル六時夕飯青鯛煮付家内身シヤウシン菜漬口／

晴／十九日 午前六時起立十七日ヨリ下リ少憎氣分惡為三日分／煎藥伊藤氏ヨリ午后五時赤蛙八足掘村ヨリ捕來ル用物之二串／ 晴／二十日

本日ヨリ下リ止午后五時仙子赤蛙八足掘村山ヨリ捕ヘテ

57丁 明治十四年十一月一日初／一日 二十四日 七口 十八口 口口 廿七口／〇／東丸十二 大三 丸二十四 丸五十二 一一 十二 山本村孫品口／二十二口 十二月口 口口十口口／〇 口〇 口〇〇／十二 一 十二 一 三十口 口 佐原 母／午一月改 山本村孫品

五日ヨリ／二月七迄 壱円六拾九錢五厘／口品に金壱円中勘ノ六拾九錢五リンふ足／二月八日口十七口／〇 育セ〇 口日 口／六十三

大一 六 二十七口 六口 一／岡店三口分内式円五拾錢両帰返二口／〇口 口 △口日口

口九口〇 二月〇口 十口口／一月十日初十四六十三 大一 一十四六十三 十四六十三 十四六十三 口口／二月十七口／十四口

58丁 三月廿四日 山本店置／25 〇／十四

八十四／六月十六 60／四十八粒 下口七口
 口 内 1 6 0 入 1 4 0 ふ足／3 9 2 5 3 1 6
 5 7 6 5／十八年八月六日諸取才扣／三十錢
 利足式錢四与左衛門 六口入口口柳さ口加ス／
 壱円ト利足 口口人 七口入壹円藤枝さへかス
 ／式拾錢 口品中勘十月二十六口／拾錢利式錢
 四与左使 十月七口口／吉口口
 59 丁 壱石式斗五升／口壹斗七升五合／〇式
 石七斗五升／壹石式斗／口壹斗六升口合／〇式
 石六斗／口口口米／四斗七升五合
 60 丁 九斗／口壹斗式升五合／〇式石／九斗
 口〇 左口口／九斗口〇 "／九斗口〇
 "／壹石壹斗五口／口壹石五升八合／〇式石
 六斗／口口口米四斗／手前ニテ入からし壹口時
 造米壹石ハ上之白米壹斗壹升／出粋壹斗四
 五口／十月ヨリ三月迄ハ飯。いり八に持テ造凶
 へし／五六七月ノ暑時ハ飯をむしろに冷して造
 込へし／四月八月ハ糞にて持込造ル事／一粋米
 ヲ壹合口時ハ己口口時人口ヲひ口事
 61 丁 糜之出ヲ斗リ分ル方／タトヘハ九斗造
 リ壹本壹石式斗五升造リ壹石壹斗／五升造リ八斗
 五升造リメ四本口粋米四斗壹升五合也／四刻ノ
 出ト定テ九斗ニ四ヲカケ三六ト分ル／合テ壹斗式
 升六合之壹石式斗五升ニ四ヲカケ／五ト成合テ
 壱斗七升五合也
 62 丁 明治十二年五月十四日 三輪女中帰リ
 土産扣／金拾円 家内へ／" 壱円式拾錢
 別ニ／口口近付等へ
 63 丁 明治十九年一月ヨリ薪買入扣／十九日
 二月四日 "／十七日 三月十九日／拾壹束 六
 束 四拾九束 八束
 64 丁 明治十九年一月ヨリ炭買入扣／三十一日
 二月四日 十四日 三月五日 十二日 十三
 日 十五日 二十九日 四月口日 十九日／四
 俵 八俵 六俵 新炭一 上同一 拾俵
 口口 二拾俵 五俵 口炭一／口品扣
 /二月十四日 "／十八日 二十一日
 二十二日白口店／三口大豆壹斗七升 塩壹斗五
 升 麴壹斗六升 セキ油ハキダス
 65 丁 米買入扣／三月四日 市八日 十四日

四与三与ヲハ店 四月十七日口物店 口々口口
 付 五月二十五日 中口店／白米 " 壱斗 玄
 米五斗 白米壹斗 玄米五斗 白米壹斗
 ／五月三十一日中口店
 玄米参斗口口上四斗四升
 66 丁 明治十三年二月十九日藤枝帰宅=付口口
 口ヘ土産／記 口口ニ出儀置品母／一蒸菓子十
 五入壹箱 三谷家へ送スジンベ／一磨研布一枚
 ／一蝶之形絹糸入壹箇／一ヒカノコ 壱筋
 テ女／一同 壱筋 シゲ女／メ／一蒸菓
 子十入壹箱 口口又四口巾屋ジンベ／一蒸菓子
 十入壹箱 正木口口屋 ジンベ／一磨研布壹枚
 ／一口色之幅ひざ想 同家雇ノ母さへ／メ／一
 白足袋壹口 歓口助 ジンベ／一ヒカノコ壹筋
 同口ヘ／メ／一小風品敷壹ツ 宮崎
 氏 杖／一ロノ半衿壹筋／メ
 67 丁 一小キ 口をかサ壹ツ 番場太之次よ
 り口母／一サクラカ式曲／メ／一三重風品敷壹
 ツ 正門／一磨研布 壱枚／一絹糸
 一包／メ／一三口風呂敷壹ツ 大田／一磨研布
 壱枚／一小町紅 壱ツ／一織色ひさかけ一ツ
 三九郎／一手習墨式丁／一手拭 壱本／メ／
 一小風呂敷壹ツ 橋爪／一紺足袋壹連／メ／一
 紺縞ひさかけ六尺 口店之助／一手拭 一本／
 メ
 68 丁 一紺糸入りひさかけ六尺 久保置品母
 直ニ送ル／メ／一紺口ひさ想六尺 相上四口左
 エ門 直ニ送ル／一ロ口口小ひさかけ一 日少
 見／メ
 69 丁 明治十二年四月十六日出校之物貨入払
 扣／十八日 新貨五円借用本防奥方ヨリ同五円
 宅ニ送ル使石橋姫口／二十三日但し三月初ニ 同三円月
 給受取。二十五日内壹円宅に送ス使栄太郎。四月二十
 四日五拾壹錢照念寺宅へ／昨年借用口々決算。五
 月七日金壹円式拾錢柳女渡ス。四月分五月十三日金三円
 月給受取／五月十七日新貨式円照念寺ヨリ借用。十八
 日五円別ニ式拾錢利足本防奥方に借用返済口口
 ／
 五月分六月十八日三円月給受取 十九日三円三拾八錢澤
 田七兵衛二月借用米代決算之事／六月四日新貨拾

円本防奥方ニ借用同時ニ柳女呼ニ送ス星刻來ル直ニ拾円渡ス／六月分七月十九日三円月給受取 二十六日三円才勇公ヘロタ借用返済直ニ改メ借用之三度則柳女渡ス／七月分八月十七日代人藤枝三円月給受取 八月分金給九月分半給四円五拾錢月給 右九月二十一日受取使口口村山崎／則治良丈に渡ス(十一月二十日之新貨拾壱円元利共直岩寺へ返済之事使山三郎内／同十月十七日 初テ仕立物賃受納扣
一拾三錢品代共 上田口羽織壹枚 与三衛門弟ヨリ受取／十八日／一拾錢 紗綾羽織壹枚
黒川村多右エ門弟／十一月十七日／一拾壹錢

懷中肩衣三ツ 三谷店／十二月口／一三拾六
錢 口口五ツ丸ニ酸漿 永文口店／辰二月十九日／一壱円 薬代之不足受取 口木村口三口
口

70丁 明治十三年辰一月八日 柳女事河井町
金口三口口に婚姻/結納口口口へ口配扣/○

○/口口左三次より度口口太より 才三
口店之助大口文ニ/鈴木口しの 口口口口右七
口組合口申し/○ ○ ○/中佐 口口
佐口 永井 口口太口口近付/○ ○ ○ ○

○ ○ ○/三谷 富福 正門 大田 渡
辺 大箱 口三/○ ○/三生 風四 置口
仲九 右九口口口中/小口口 口左エ門 三九
与 六口 幸吉右小口等/里帰リ草餅傳砲扣/左口次与 崇太下 才三 口口 中佐/三谷
正門 大田 渡辺 口左衛門 大口 永店 天
ノ 富樫/右十四口草餅一□數十五ツ

71丁 加賀國金澤区田丸町/九十九番地/小
林勝忠口女/荒物/小間物類/きぬ糸るい/唐
糸るい/元結るい/并ニ金澤染物取次/明治十
二年七月二十四日ヨリ出勤給料受納扣治良分/
一壱円拾錢 八月五日受取七月分/一壱円

同六日/一式拾錢 同
二十日/一五円六拾錢 九月五日/八月分/
一四円五拾錢又壱円六拾錢 十月五日/九月分/
一四円五拾錢 十一月五日
/十月分/一四円五拾錢又式拾錢 十
二月七日/十一月分

72丁 夫國家安寧ナラシメント欲スルハ聖賢

ノ子ヲ養成スルニアリ/然リ而メ我儕教員ノ任ヲ負擔スト雖モ未タ教育ノ成/立如何ヲ熟知セス只荒々然トシテ手ヲ束ネ詠テ是レヲ過ス/時ハ教員ノ本旨ヲ矢(失?) ノミナラズ甚タシキニ至リテハ國ノ哀替/モ是ニ關サセルハナシト實ニ昼夜忠ルニ堪ヘサル處幸哉今茲/諸君ト相謀リ共ニ賀シテ此ノ會ヲ開クモ固ヨリ一身一家ノ供福/ヲ仰クニ非ラス普ク人民ヲシテ智ヲ磨キ愚ヲ散除シ品行良/正ノ義風ニ化セサラシメント欲スレハナリ冀クハ将来諸君ト共ニ/昼夜奮勵琢磨シ以テ逐次善良ナル教導ヲ施サハ遠キヲ/出デズシテ賢明人ノ輩出スルモ何ソ難カル可ケンヤ是即チ/旭光會ヲ開ク以所ナリ仰キ望ムラクハ永ク此ノ會ヲ維持シ/名實共ニ奮起セサラン事ヲ敢テ誓フ/明治十二年七月 旭光會員 平井清直

73丁 チサカタカマサ/石川縣令千坂高雅/
明治十二年四月十九日新築/一石四斗四升地子
米右ハ長信連君請 宅田村 山岸村 両村年取
納由口

74丁 明治十二年四月上旬定山本村本左衛門
ト云/屎米白米六升九月迄/小便口取之定/同
日より/○/卯一月十五日ヨリ薬呑物/二十一
日¹。二十八日²。二月四日³。十一日⁴。十八日
⁵。/二十五日⁶。三月四日⁷。十一日⁸。十八日
⁹。二十五日¹⁰。/三十日迄七十五日終ニヶ月ケ
ダイ正終日四月一日也/卯一月十三日午前七時
出立ニテ藤枝大治良丈両子/中居村觀音様へ頼
見參詣シミクシノ御薬用方七十五日/同三十日
又臥治良參詣三十日帰宅/ヒツトル

75丁 十二万三千四百五十六石七斗八升九合。
/二ニ割リテ六万千七百二十八石三斗九升四合
五勺/三ツ割 四万口千百五十二石二斗六升三
合/四ツ割 三万〇八百六十四石壱斗九升七合
一勺/五ツ割 二万四千六百石九十一石三斗五
升七合八勺/六ツ割 二万〇五百七十六石一斗
三升一合九勺/七ツ割 一万七千六百三十六石
六斗八升四合一勺/八ツ割 一万五千四百三十
二石〇九升八合五勺/九ツ割 一万三千七百十

七石四斗二升一合

3. 若島杖日記にみる教員生活

ここでは、「日記」に示されている内容と学校沿革史等を照合させながら若島杖の教員としての生活について若干の検討を加える。なお、若島杖の日記は天候、食事、自身の病状、近隣との交際、手紙の往来などの生活記録が中心で、学校のこと、教員生活に関するところは出勤した日と時間がわずかに記録されているくらいであまり多くはない。生徒のこと、指導内容等についてはほとんど記述が見られない。

(1) 若島杖の宅田啓沃小学校勤務

前述したように『宅田小學校沿革誌』の「職員ノ任免更迭及其人數資格俸給等」によれば、「若嶋つゑ」は明治 10 年 6 月から明治 12 年 9 月まで、宅田啓沃小学校に「教師補」として勤務している。同校在職時、若島杖は 47 歳から 50 歳位であったとみられる¹⁾。

(2) 若島杖の出勤日（出勤時間を含む）

若島杖の「日記」には、「啓沃校に出勤」「輪

島主校に集会」「出勤ス」「出校ス」などの記述が見られ、これらから杖の出勤日を知ることができる。

なお、輪島主校での勤務とは、杖が教授法の伝達や研修を受けるため教員講習会に参加していたことを示すと見られる。『石川県教育史』²⁾によれば、明治 10 年、石川県は小学校教員の指導・管理のために「小学校組合並主校選定心得」を制定し、5 校を一組とした組合をつくらせ、組合各小学校教員は一ヶ月に一度主校へ集合するよう命じていた。また、『山本小學校沿革誌』³⁾の「学邑組合ノ指定及変更 学邑組合沿革表」は、明治 12 (1879) 年 1 月、山本校、黒川校、小伊勢校、別所谷校、蕨野校、下山校、輪島校、鳳至校、縄又校、滝又校を第 15 番学区の組合校とし、輪島校を主校としたと記録している。

明治 11 (1878) 年 12 月中に杖が出勤したのは、日記上では 8 日間である。明治 12 (1879) 年 1 月、2 月、3 月は「日記」の上では勤務していない。同年 4 月は 9 日間、5 月も 9 日間、6 月は 15 日間、7 月は 9 日間あった。8 月は勤務しておらず、9 月は 1 日だけ勤務している。

表 1 若島杖の勤務（明治 11 年 12 月 1 日～明治 12 年 9 月 20 日） 口は解読不可能

| 年号 | 月 | 出勤日 | 勤務日数 | 備考 |
|-------|-----|---|------|---------------------|
| 明治 11 | 12 | 2 日 輪島主校へ出勤之初 3 日 同（輪島主校へ出勤） 4 日 同（輪島主校へ出勤） 5 日 出勤 6 日 出勤 7 日 同（輪島主校へ出勤） 9 日 啓沃校に出勤 17 日 出校ス | 8 日 | 8 日休業 15 日休業 |
| 明治 12 | 1～3 | 記述なし | | |
| | 4 | 5 日 主校に集会 18 日 八時五十分出校ス、本日主校に先生集会 19 日 八時半出校ス 23 日 八時五十分出校 24 日 七時五十分出校 26 日 七時三十分出校ス 28 日 七時四十分出校ス 29 日 七時五十分出校 30 日 八時二十分出校 | 9 日 | 25 日 本日休 27 日 休業 |
| | 5 | 3 日 八時三十分に集会 | 9 日 | 1 日 本日ヨリ三周間休行 |

| | | | | |
|--|---|---|-----|---------------|
| | | 11日 主校～集会之事 22日 八時本日ヨリ出校ス 23日 同時（午前七時）出校 26日 八時主校 27日 八時出校 28日 八時出校ス 29日 同時（午前七時）出校 30日 同時（午前七時）ニ出校ス | | 24日 血五勺斗下ル休業也 |
| | 6 | 3日 同時（午前八時）出校ス 4日 同時（午前八時）ニ出校 5日 同時（午前八時）出校ス 6日 同（八時）ニ出校ス 9日 同時（八時）出校 10日 同時（八時）ニ出校 11日 九時学校へ行 12日 九時出校 20日 同時（八時）出校 21日 八時出校ス 23日 同時（八時）ニ出校 24日 同時（八時）出校 26日 七時三十分出校ス 27日 七時三十分出校 28日 七時二十分出校 30日 七時五十分出校 | 16日 | |

(3) 勤務日数と勤務場所

明治11年12月の出勤日数は上に述べたように8日間で、17日以降は出勤していない。杖の「日記」を見ると19日以後持病で臥せており、17日以降から出勤していないのはそのためと考えられる。

雪下ル 十九日 病同断

申 雪下ル 二十日 病氣紙面指出シ助合ヲ依頼ス

酉 ニ十一日 病甚シキニ付午后ヨリ帶座薬用ニ

戌 ニ十二日 同断

亥 ニ十三日 病甚シキニ付キ黒田先生珍（ママ）察十全補湯三帖用ヒル同日…

子 ニ十四日 前方

丑 ニ十五日 伊藤先生珍（診）察顧フ主方僇 艾四物湯二帖散薬二帖兼用…

寅雪下ル ニ十六日 主方ハ前方散薬各二帖…

卯 ニ十七日 主方前方二帖散薬二帖…

辰 ニ十八日 主方前方二帖

巳 ニ十九日 主方前方散薬用キス

明治12年1月は1月1日付の「日記」しかなく、勤務日の記録はない。同様に明治12年2月、3月も勤務日の記述はない。だが、3月11日付の「日記」に「二月納月級（ママ）三分一之由金壱円平井ヨリ送ス受取」との記述があることから、月給の三分の一を受け取っていたことが分かる。

次に、明治12年5月の勤務状況を見てみよう。杖は9日間勤務しており、そのうち7日間は啓沃校での勤務、2日間は輪島主校での勤務となっている。啓沃校の勤務日はいずれも5月22日以降である。それは1日から21日まで啓沃校が3週間の休校⁴¹となっていたためと考えられる。

さて、7月を見てみよう。7月は9日間勤務をしている。これは前月の出勤日より少ない。『金沢教育史稿』によれば、「…十二年七月虎列拉病大に流行せしを以て、各學校一時休業すべき旨

を達せられ、十月に至りて悪疫撲滅し教授に差支えなき旨達せらる」⁵⁾とあり、石川県下にコレラ病が流行し、各学校が一時休業することとなったことが背景にあるのかもしれない。8月は全く勤務していない。それは「持病ニ臥何モ不記」と記されているように、杖は病のため「日記」すら書くこともできず、ましてや出勤できない状況であったのではないかとみられる。

当時の女性教員の平均勤務日数を知る史料はほとんど見いだされていない。わずかに『石川県教育史』⁶⁾に「明十二年卯一月拵之 勤惰簿 奥津小学校」が取り上げられ、「女教師補助高木柳」は1月に7日間勤務したとの記録がある。高柳と同じ1月の勤務日数は記されていないが、杖の12月、4月、5月の勤務日数が8~9日間であり、高柳の勤務日数とほぼ一致する。

(4) 給料

表2は若島杖の「日記」にみられる若島杖の月給に関する記述一覧である。

表2 給料

| 年月日 | 内容 |
|------------|----------|
| 明治11年12月6日 | 月給三円受取 |
| 明治12年3月2日 | 月給受取印ヲス |
| 明治12年4月23日 | 月給三円受取 |
| 明治12年5月13日 | 自身級料三円受取 |
| 明治12年6月18日 | 本日月給三円請取 |
| 明治12年7月19日 | 本日月給三円受取 |
| 明治12年8月17日 | 七月分月給受取り |

「明治12年4月6日出校之物貨入私控」には「三月初同三円月給受取。…四月分五月一三日金三円月給受取…五月分六月一八日三円月給受取…六月分七月一九日三円月給受取…七月分八月一七日代人藤枝三円月給受取 八月分金給九月分半給四円五拾銭月給 右九月二十一日受取」とあり、毎月3円の月給を受け取っていることがわかる。月給をもらう日は定まっていない。しかしながら、9月は半給、すなわち1円50銭しか受け取っていない。これは明治12年9月、杖が更迭されたことと関係するのかもしれない。

ない。

以上の通り、若島杖は月給3円を毎月受け取っている(9月以外)が、その金額は生活には十分足ではなかったことが「日記」から窺える。以下にその箇所を引用する。

「(四月)十八日…奥方ヨリ新貨五円拵借…」、「(五月)十七日…照念寺内ぎヨリ新貨式円借用…」、「(六月)四日…本防へ行奥方ヨリ新貨拾円借用之事…」、「(七月)二十六日…本日照念寺ヨリ借用返済 改メ三円借用 返済ハ十二月之定…」

つまり4月に5円、5月に2円、6月に10円、7月に一旦返済するものの、直後に3円を借りるなど借金が常態化しているように見える。杖の住居や家族構成などを含めた生活実態が不明なため、断定はできないが、教員の給料だけでは生活が苦しかった可能性がある。また勤務日数が少ないととも関係があるのかもしれない。ちなみに『石川県教育史』⁷⁾「小学校教員等級・月給表(明治9年)によれば、「師範学校全科卒」の「訓導」は10等7円から1等30円であり、「非師範学校卒」の「訓蒙」の場合、10等2円以下から1等10円であった。「小学校授業法のみ講習了者」の「授業生」は2.5円以下(各区の適宜に任す)であったから、杖の給料は「訓蒙」の下から3番目「8等」に相当する。

(5) 旭光会への関心

若島杖の「日記」には、旭光会開設に伴う平井清直の入会誓約文が引用されている。以下に全文を引用する。

夫國家安寧ナラシメント欲スルハ聖賢ノ子ヲ養成スルニアリ
然リ而メ我儕教員ノ任ヲ負擔スト雖モ未タ教育ノ成
立如何ヲ熟知セス只荒々然トシテ手ヲ束ネ詠テ是レヲ過ス

時ハ教員ノ本旨ヲ矢（ママ）フノミナラズ
甚タシキニ至リテハ國ノ哀替
モ是ニ關サセルハナシト實ニ昼夜患ルニ堪
ヘサル處幸哉今茲
諸君ト相謀リ共ニ賀シテ此ノ會ヲ開クモ固
ヨリ一身一家ノ供福
ヲ仰クニ非ラス普ク人民ヲシテ智ヲ磨キ愚
ヲ散除シ品行良
正ノ義風ニ化セサラシメント欲スレハナリ
冀クハ将来諸君ト共ニ
昼夜奮勵琢磨シ以テ逐次善良ナル教導ヲ施
サハ遠キヲ
出デズシテ賢明人ノ輩出スルモ何ソ難カル
可ケンヤ是即チ
旭光會ヲ開ク以所ナリ仰キ望ムラクハ永ク
此ノ會ヲ維持シ
名實共ニ奮起セサラン事ヲ敢テ誓フ
明治十二年七月 旭光會員 平井清
直

つまり、国家のために知と徳を兼ね備えた國民を育成することが教員の任務であり、そのために教員らが互いに切磋琢磨する必要性があるとして教員団体である旭光会が結成されている。平井清直は先にあげた『宅田小學校沿革誌』「職員ノ任免更迭及其人數資格俸給等」によれば、明治11年5月から明治12年12月まで「準教師」として宅田啓沃小学校に勤務している。したがって、明治10年6月から明治12年9月まで同校に勤務していた若島杖と同僚だったと考えられる。

日記の中でも、平井は若島杖に月給を渡したり、輪島主校で集会が行われることや啓沃校が8月1日から再開される予定などを伝えたりしている。また、6月27日に杖が出校した際、平井が当直だったことや7月26日に出校した際平井と話をしたことなどの記述が見られる。

杖がわざわざ「日記」にこの誓言を引用して残していることから、彼女自身がこの会に強い関心を持ったことが分かる。教育の目的及び内

容、教授方法など自らの裁量で決定できた寺子屋師匠から、次第に国家主義的意識のもとで働く教員へと意識が移り変わる様子をうかがうことができる興味深い史料である。

ただしこの旭光会が明治9年に設立された石川県教育会議⁸⁾とどのような関係になるのか、あるいは明治13年に「石川県模範教則」審議を行った鳳至・珠洲郡教育協議会ないし鳳珠連合教育会⁹⁾とどのような関係にあるのかは不明である。少なくとも平井は明治13年鳳至・珠洲郡教育協議会の会員名簿¹⁰⁾にはあげられていない。

4 若島杖の日常生活

(1) 食事

若島杖の「日記」には12月、1月、2月、8月の食事についての記録はなく、3月18日から7月までの食事及び9月の食事はほぼ記録されている。食事の記述がある日数は136日間あるが、そのうち朝食、昼食、夕食と3回食事をしている日数は92日間ある。ほぼ一日に3度の食事をとっていたと考えられる。

主食には、麦飯、白カニ、小豆カニ、葱カニが多い。「日記」の「明治十二年四月六日出校之物貢入払扣」には、「五月分六月十八日三円月給受取 十九日三円三拾ノ銭澤田七兵衛二月借用之米代決算之事」との記録がある。米代は杖の給料より30銭高く、杖は2月に米代を借用し、3カ月後によく返済している。杖の収入は生活するに十分足りる金額ではなく、食事内容も質素である。朝食には、カニや麦飯などの主食と漬けものや梅干などを副食としていることが多い。昼食には主食と汁もの、または漬けものが多く、稀に野菜の煮物や魚を食べるぐらいである。夕食には朝食や昼食と比べて麦飯が多く、カニを食べることはめったになかったようである。また、「鰯煮付」「鰯炙物」「鰯煮付ワカメ加」「鰯煮付」などの鮮魚を使った料理や「昆布巻一本」「ワカメ」「ワカメマキヤキ」など海藻を使った日本海に面した鳳至郡らしい食事内容も窺える。

(2) 病気

若島杖の「日記」から杖は持病をもっていたことが窺える。また、そのために受診したり、薬を飲んでいたと思われる記述が多い。

若島杖の「日記」の上では、杖の病気に関する記録は明治 12 (1879) 年 1 月 18 日付「持病起り臥ス」から始まり、苦しんでいた様子が分かる。主症状は下血であり、5 月には 17 日間、つまりだいたい月の半分以上下血していた。また、一日中下血が止まらなかったという日もあり、病気に苦しんでいた姿が窺える。

明治 11 (1878) 年 12 月 25 日付の「日記」には「伊藤先生珍（ママ）察ヲ主方膠菱四物湯二帖散薬ニ帖兼」とある。「十全大補湯」とは漢方の一種で婦人病の聖薬とされ、血行を良くし貧血を補い、自律神経失調や神経症状を鎮静する効果がある薬¹¹⁾であった。

結論

若島杖は鳳至郡の薬種商若島儀右エ門の長女として文政 12 (1829) 年 7 月 17 日に生まれ（没年は不明）、儀右エ門と結婚し、二人の子どももいた。子どもの一人若島藤枝は、石川県女子師範学校を卒業し、東京女子師範学校に派遣されて保母伝習をうけ、石川県における初代保母の一人として幼児教育のパイオニアとなった。

杖は鳳至郡の自宅で女児を教授していたが、明治 8 (1875) 年には鳳至郡における女児教育の嚆矢である錦織小学校に勤務し、明治 10 (1877) 年 6 月から明治 12 (1879) 年 9 月まで宅田啓沃小学校に「教師補」として勤務した。つまり、杖は私塾の師匠から小学校の教師に転換していった。

若島杖の略年表

| 年月日（年齢） | 事項 |
|--------------------------------|-----------------------------|
| 1829 (文政 12) 年 7 月 17 日 | 現石川県輪島市に生まれる。 |
| ? | 薬商若島儀右エ門と結婚する。 |
| 1853 (嘉永 6) 年 6 月 23 日 (24 歳) | 息子、儀右エ門が誕生する。 |
| ? | 自宅にて女児らを教授する。 |
| 1875 (明治 8) 年 10 月 (46 歳) | 鳳至郡錦織小学校の教師となる。 |
| 1877 (明治 10) 年 6 月 (48 歳) | 鳳至郡宅田啓沃小学校で「教師補」となる。給料 3 円。 |
| 1879 (明治 12) 年 9 月 (50 歳) | 鳳至郡宅田啓沃小学校を更迭される。 |
| 1887 (明治 20) 年 6 月 27 日 (58 歳) | 娘、藤枝が死亡する。 |
| 同年 7 月 20 日 (58 歳) | 室田励麿を養子とする。 |
| 1907 (明治 40) 年 11 月 8 日 (78 歳) | 曾父幸太郎、金森つなを養子とする。 |

小学校の教員時代に杖が残した「日記」は、明治初期の女性教員が残した最も古い日記の一つと考えることができ、極めて史料的価値が高い。49 歳の杖がおよそ 1 年間にわたって書き続けた「日記」からは、明治 11 年 12 月から明治 12 年 9 月まで、杖が鳳至郡宅田啓沃小学校へ勤務する状況や、給料、食生活、病気を抱えた生活の一断面を見てとることができる。

杖の勤務は、12 月に 8 日間、1、2、3 月は勤務に関する記述はなく、4、5 月はともに 9 日間、6 月は 15 日間、7 月は 9 日間、8 月、9 月は勤務に関する記述はなかった。書かれている記述が必ずしも正確な勤務実態を反映しているとは言えないものの、現在の女性教員と比較すると、杖の勤務日数は少ない。また教員としての杖の給料は 3 円であり、しばしば借金をせざるを得なかつたようである。

当時の教員の給料が大変薄給であったことは『石川県教育史』⁹⁾ 等すでに指摘されているが、非師範学校卒業者である杖の給料もその例外ではなかつた。そのため主食は麦飯、白カニ、小豆カニ、葱カニなどを食べ、食事内容は極めて質素であった。なお「日記」に記した旭光会会員となった平井についての記述には、私塾・寺子屋の師匠である杖が、近代的な教員意識を持った同僚教員の姿に接した時の驚きと感嘆の眼差しが示されていると見ることができるかもしれない。

注及び引用・参考文献

- 1) 若島正夫氏による家系図等の資料により作成した若島杖の略年譜を示す

- 2) 石川県教育委員会、石川県教育史第1巻、1974、383頁
- 3) 山本小学校沿革誌、輪島市立大屋小学校蔵
- 4) 『文部省第四年報 明治9年 第2冊』によれば、宅田啓沃小学校は明治9(1876)年に民家を借り受けて設立されている。また、現輪島市立大屋小学校に保管している『大正五年以降 小学校一覧表 小伊勢尋常小学校』によれば、宅田啓沃小学校は明治31(1898)年4月1日に大屋尋常小学校に合併された。
- 5) 石川県教育会金沢支会編纂、金沢市教育史稿、1919、復刻版(1982)、第一書房、143頁
- 6) 石川県教育委員会、石川県教育史第1巻、1974、168頁
- 7) 石川県教育委員会、石川県教育史第1巻、1974、383-384頁
- 8) 石川県教育委員会、石川県教育史第1巻、1974、385-386頁
- 9) 石川県教育委員会、石川県教育史第1巻、1974、399-400頁
- 10) 凰珠聯合教育会員名簿、学務委員総代、明治13年7月、輪島市住吉神社文書(神奈川大学日本常民文化研究所、マイクロフィルムNo.92)
- 11) 木下繁太朗、漢方薬の選び方・使い方、土屋書店、2011、86-87頁

附記

本論文は、中田幸江「明治初期の石川県における女性教員に関する研究-鳳至郡女性教員若島杖の日記(1878-1879)の分析を中心に」、平成23(2011)年度金沢大学大学院教育学研究科修士論文に大久保英哲が加筆修正を行ったものである。

輪島市若島正夫氏には、日記や戸籍に関する貴重な史料の閲覧をはじめ、研究に全面的にご協力いただいた。全国的にもまれな明治初期の女性教師の日記は今後教育史上貴重な史料として活用されるものと思われる。深甚の感謝を申し上げたい。また輪島市教育委員会をはじめ、前輪島市立大屋小学校田上博幸校長、同河井小学校川端正則校長、同鳳至小学校鬼平隆校長、山下至高氏には学校沿革史等の史料閲覧等有益なお力添えと貴重な御示唆を頂戴した。記して感謝申し上げたい。